

大分市立小中学校選択制検討委員会要綱

(設置)

第1条 大分市立小中学校の選択制に関する事項を検討するため、大分市教育委員会に大分市立小中学校選択制検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、大分市立小中学校の選択制に関することを検討し、その結果を教育長に報告するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 社会教育関係者
- (4) その他

(参画依頼等の期間)

第4条 委員の参画依頼の任期又は任命期間は、第2条に規定する報告の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会には会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(報償金等)

第7条 委員に対する報償金等は、予算の範囲内で決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、大分市教育委員会事務局学校教育部学校整備課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成17年10月24日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に規定する報告の日限り、その効力を失う。